

東京地方裁判所民事第24部 御 中

布川国賠訴訟の公正な判決を求める要請書

桜井昌司さんは、昭和42年8月28日に茨城県利根町布川で起こった強盗殺人事件=いわゆる布川事件の犯人とされ、共犯者とされた杉山卓男さんとともに無期懲役刑の有罪判決を受けて29年に及び投獄されました。二人は再審公判において、平成23年5月24日に完全無罪の判決が言い渡され、6月8日に確定しました。

しかし、無罪確定後も、警察、検察は何の反省も謝罪もないどころか、未だに二人が犯人であると言い続け、裁判所も誤判の責任を認めていません。

この誤判を招いた最大の原因が、警察・検察の自白強要や誘導、証拠隠し、証拠の捏造など違法な捜査、公判活動にあることは、再審公判の無罪判決からも、再審請求審の一審・二審・最高裁決定からも明らかです。こうした構図は、足利事件、郵便不正事件、東電OL事件など、近年相次いで無罪判決を得た他の冤罪事件でも共通した構造的な問題となっていることが明らかになっており、取調べの全面可視化や、全ての証拠開示が求められる所以です。

二度とこうした冤罪を生み出さないためにも、あらゆる冤罪の要素が含まれ、『冤罪のデパート』とも言われるこの布川事件こそ、徹底した誤判の原因究明が求められます。そして、この国賠訴訟こそが、裁判所がその原因を究明しうる唯一最大の機会となるものです。

44年もの間、無実の民の人権を奪い続けた「冤罪」がなぜ起きたのか、その原因を徹底的に究明し、冤罪を起こした責任を断罪することなしに、自浄能力を失った警察、検察を反省させることはできませんし、司法への信頼回復も望めません。

私達は、貴裁判所が、これらの点を充分に考慮され、誤判原因の解明と冤罪の再発防止、さらには司法への信頼回復を図るために、下記のとおり要請します。

記

- 1 損害賠償を国と県に命じ、桜井昌司さんの権利を救済すること
- 2 検察の手持ち証拠を全て開示させ、冤罪を作り出した警察と検察の責任を明らかにすること
- 3 なぜ冤罪が生まれたかを検証し、二度と冤罪を生まない司法の改革への提言（取り調べの全面可視化・検察官手持ち証拠の全面開示等）を行うこと

201年 月 日

【取扱団体】 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室
冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 電話03-6278-9796 FAX03-6278-9798

お名前	ご住所